

第41回ISP & クラウド事業者の集いin郡山

2020-ICT基盤政策特別部会の状況

2014年10月10日

会長補佐 木村



発端は2006年から



NTTの組織体制の在り方の検討

小泉内閣時代、竹中総務大臣の時代の2006年6月20日の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」で決定
「NTTの組織問題については、2010年の時点で検討を行ない、その後速やかに結論を得る。」こととなっていた。

「光の道」構想



- ▶ 2009年9月26日 民主党 鳩山内閣発足
- ▶ 原口総務大臣就任
- ▶ 「光の道」構想の発表
- ▶ 2015年までにブロードバンド利用率100%を目指す
2010年3月9日 総務省政務三役会議

- (1) NTTの経営形態を含んだアクセス網(光の道)の整備方法
- (2) 光の道へのアクセス権を保障するためのユニバーサル・サービスの見直し
- (3) ICT利活用を促進するための各種規制の見直し(ICT利活用促進一括法案)

2010年9月17日 内閣改造で原口大臣が退任

12月14日 「光の道」構想に関する基本方針 公表

「光の道」構想に関する基本方針

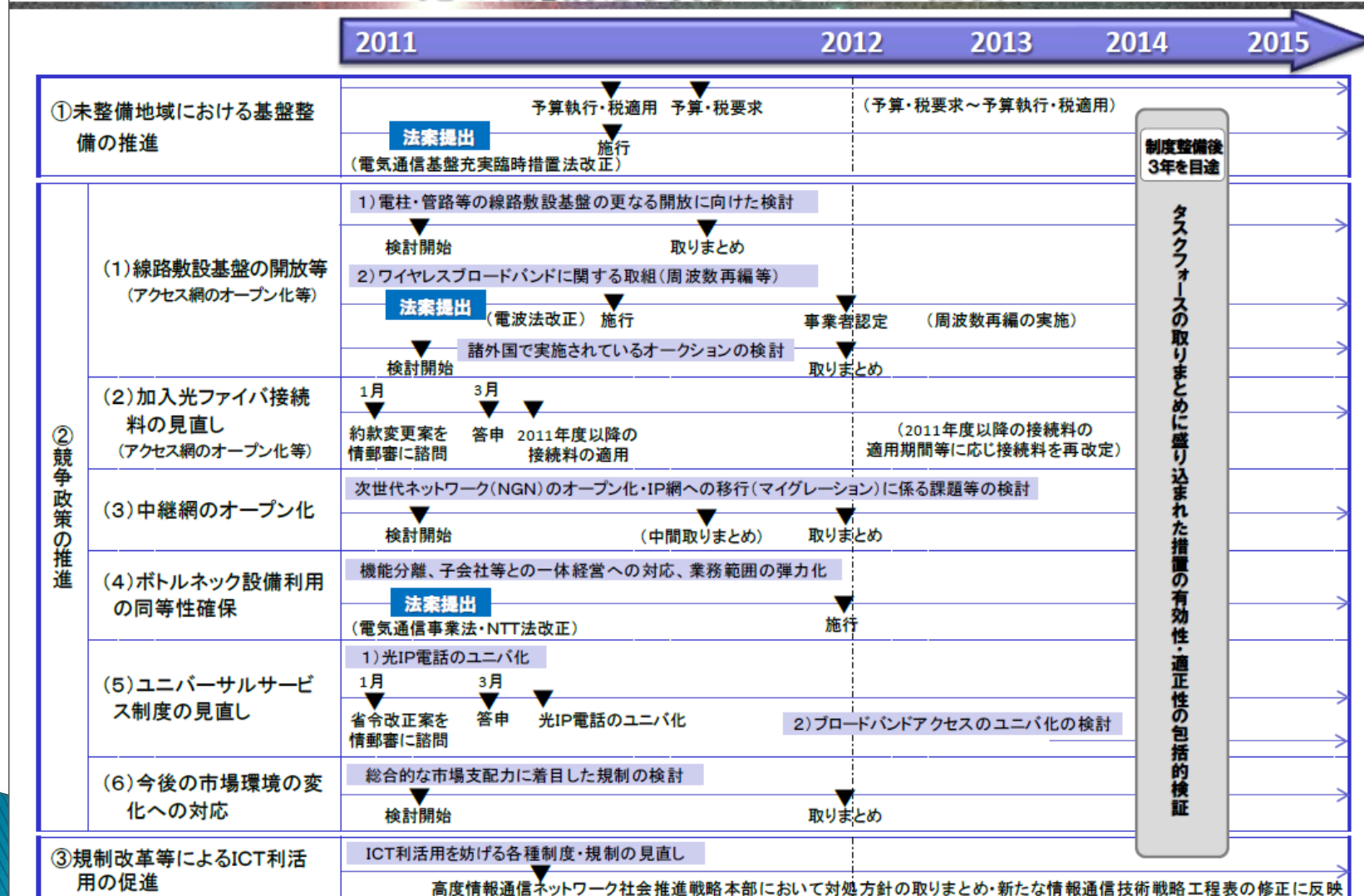


- ▶ 機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化については、具体的内容を早急に確定し、関係法律の改正案を次期通常国会に提出する。
- ▶ NTT東西における規制の遵守状況、料金の低廉化や市場シェア等の動向、光の道構想に関する取組状況等については、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について包括的な検証を行う。

2010年12月24日発表



「光の道」構想実現に向けた工程表



2020-ICT基盤政策特別部会



- ▶ 2014年2月23日 情報通信審議会に諮問、開催決定
- ▶ 諮問理由
 - 「日本再興戦略」（2013年6月閣議決定）等では、「世界最高水準のIT社会の実現」のための世界最高レベルの通信インフラの整備が掲げられており、その実現のために必要な制度見直し等の方向性について、2014年中に結論を得るとされている。
- ▶ 答申を希望する事項
 1. 2020年代に向けた情報通信の展望
 2. 情報通信基盤を利用する産業の競争力強化のための電気通信事業の在り方
 3. 情報通信基盤の利用機会の確保や安心・安全の確保のための電気通信事業の在り方
 4. その他必要と考えられる事項

関係の整理



総務大臣

諮問

情報通信審議会

設置

2020-ICT基盤政策特別部会

設置

基本政策委員会

ICTサービス安心・安全研究会

連携

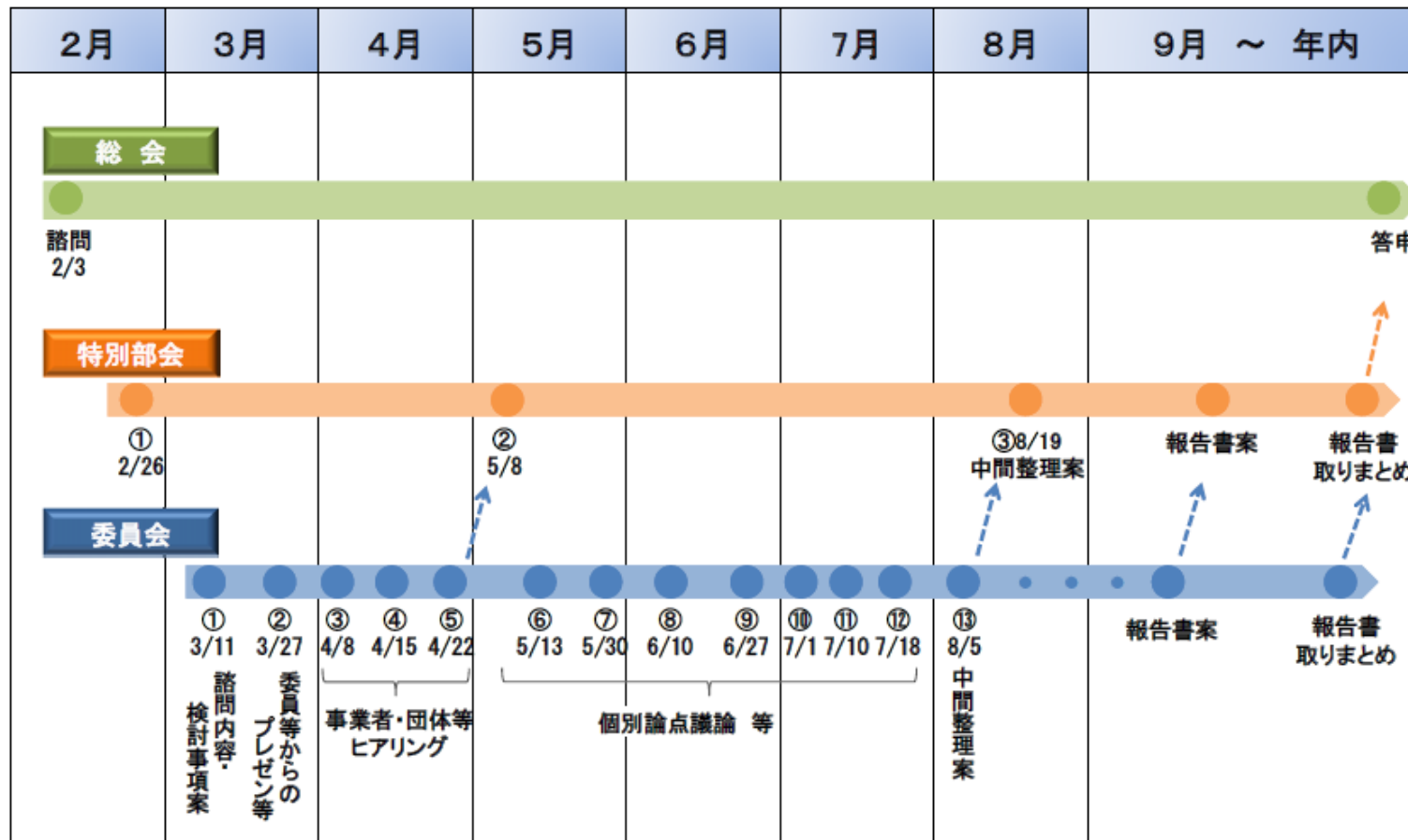
消費者保護ルールの見直し・
充実に関するWG

アドホック会合

青少年インターネットセッション

審議スケジュール

31



8月19日 情報通信審議会 2020—ICT基盤政策特別部会(第3回) 中間整理(案)

基本政策委員会の主要テーマの変遷



- ▶ ドコモの東西とのセット割解禁が当初の話題
- ▶ 3月末に加熱した携帯電話MNPキャッシュバックによる「販売奨励金」問題も取り上げられる。
- ▶ SIMロック解除もテーマのひとつ
- ▶ 4月2日に65事業者+CATVの連名で、合同記者会見
NTT独占回帰につながる政策見直しに反対の声明
- ▶ スマホの料金問題* も当初取り上げられたが、携帯キャリアが多様な新料金プラン導入で対応。
- ▶ NTTが5月13日に決算発表で「光コラボレーションモデル」（卸）を発表、この是非が主要テーマに加わる。

* 携帯3キャリアは月間7GBを上限とする定額制を提供するが、利用者は平均で2G以下しか使っていないため、ほとんどの利用者は割高な料金を強いられているという議論

JAIPAのプレゼン



- ▶ 4月22日 基本政策委員会 第5回
 - 固定ブロードバンドの重要性
 - NTT東西の規制の継続
 - MVNO促進とSIMロック解除の推進
 - ドコモのセット割導入について、他
- ▶ 7月1日 基本政策委員会 第10回
 - 光サービス卸について

第1回JAIPAプレゼンの内容

4月22日

固定ブロードバンドの重要性は変わらない



固定は、移動体に比べ、通信品質、安定性、速度等の大きな特長がある。
無線は周波数の問題があり、移動体通信は速度は速くなっても、コストは高い。

固定ブロードバンド	移動体通信
FTTH 100Mbps～2Gbps	LTE 75Mbps～ LTE Advanced 1Gbps
利用者コスト: 月額3,150円～*1	利用者コスト: 月額5,700円*2
データ転送量制限: 通常なし または1日30Gバイト*4	データ転送量制限: 1ヶ月7Gバイト*3
事業者コスト: メガ単価 約1,000円前後*5	事業者コスト: メガ単価 約10万円

移動体通信によるサービスのみ提供されている地域においても、固定ブロードバンドの利用環境整備は必須

携帯オフロードはWi-Fi経由
FTTH回線を利用

*1 (東日本フレッツ光マンションタイプISP料金込2年契約)

*2 NTTドコモXiパケホーダイ(2014年3月末の料金の例)

*3 Youtubeを高画質720pで見た場合、2時間で6Gになる。(KDDI Q&Aプラスの回答)

*4 OCNの場合(規制は上りのみ)

*5 ISPでは、1Mbps当りの専用線月額料金でネットワークの仕入れコストを計算する。これをメガ単価という。携帯系のメガ単価の例はないが、NTTドコモ L2接続10Mbps2013年度適用料金が約123万円であることから、10万円前後であると推定される。

2020年代にふさわしいICT基盤の姿



- ▶ 固定通信と移動体通信両方とも、利用者が物理的環境を意識せず、いつでも、誰でも、どこからでもシームレスに使える環境が必要
- ▶ 事業者も、利用者に対して、固定通信のみや移動体通信のみを提供するのではなく、両方の通信を提供できる環境が必要。
- ▶ 家庭内や公衆Wi-Fiエリアなど、Wi-Fiが使える環境では、Wi-Fi経由で固定ブロードバンドを利用し、高速で安価なネットワークを効率よく利用し、移動中などWi-Fi環境がないところでは、LTEやBWAなどの移動体通信を特性に応じて利用することが望ましい。
- ▶ スマートフォン、タブレット、PCなどの端末は利用者が用途に応じて自由に選択できることが必要。（特定の通信事業者から切り離して）
- ▶ 2020年代のICT基盤は、人が利用する端末以外にも、M2Mであらゆるモノやセンサーがネットワークでつながり、高度なネットワークで社会を豊かに、安全にする役割を担うものとなる。

FTTHでは2014年より本格的にIPv6が普及

(参考資料参照)



FTTH IPv6インターネット接続サービスにおける取組

- ▶ NTT東西、フレッツ光ネクスト(NGN)では、IPv6提供の方式として、PPPoEとIPoEの2つの方式が提供されている。
- ▶ PPPoE方式で、NTT東西が「ひかり電話ルーターのIPv6によるインターネット (IPv6 PPPoE) 接続への対応」を発表*1
(従来IPv6 PPPoEで必要とされた「IPv6トンネル対応アダプタ」(ハードウェア) が不要に)
- ▶ 上記に複数の大手ISPが対応
発表文では対応予定としてT-COM, IIJ, hi-ho, OCN, So-net, ぷらら が挙げられている
- ▶ IPoE方式では、VNE事業者*2のひとつ、日本ネットワークイネイブラーが「v6プラス」を提供 (2013年) BIGLOBEとniftyは、デフォルトで新規利用者に対し無料で提供 ソフトバンクBBは、すでに2012年8月より新規ユーザーに無料で提供中
- ▶ NTT東日本は、Bフレッツから、IPv6インターネットが可能なNGNへの移行を開始

*1 https://www.ntt-east.co.jp/info/detail/140304_01.html

*2 「VNEとは、ISP事業者に対してインターネットサービス提供に必要なとなるネットワーク設備や、その他・システム・運用機能等を提供する事業者のこと」(JPNE会社概要)

モバイル網におけるIPv6普及が課題



モバイルインターネットにおけるISPの取組など

- ▶ ISPは固定系ブロードバンドに加え、MVNOによるモバイルインターネットの提供に取り組んでいる。
- ▶ MVNOは、格安SIMやスマートフォン端末も提供。
- ▶ モバイルデバイスは、無線、固定両方のインフラを使う。両方のインフラに差がある(IPv6の有無等)と問題が起こる。
- ▶ インターネットがIPv6に移行するのは国際的な流れ。
- ▶ 今後登場するサービスは基本的にIPv6 Readyにしておく必要がある。
- ▶ 移動体通信では、現在NTTドコモとKDDIがIPv6接続を提供しているが、普及は0.1%以下と推定される。^{*1}
- ▶ MVNOでもISPがIPv6の接続サービスを容易に提供できることが必要。
- ▶ ISPはますます深刻化する、利用者の情報セキュリティ確保にも取り組んでいる。(ACTIVE!^{*2}など)

^{*1} 当協会が参加しているIPv6普及高度化推進協議会IPv4/IPv6共存WGアクセス網IPv6サービス導入推進SWGにおける議論から推計

^{*2} ACTIVE! 25年度から開始された官民連携による国民のマルウェア支援対策プロジェクト <http://www.active.go.jp/>

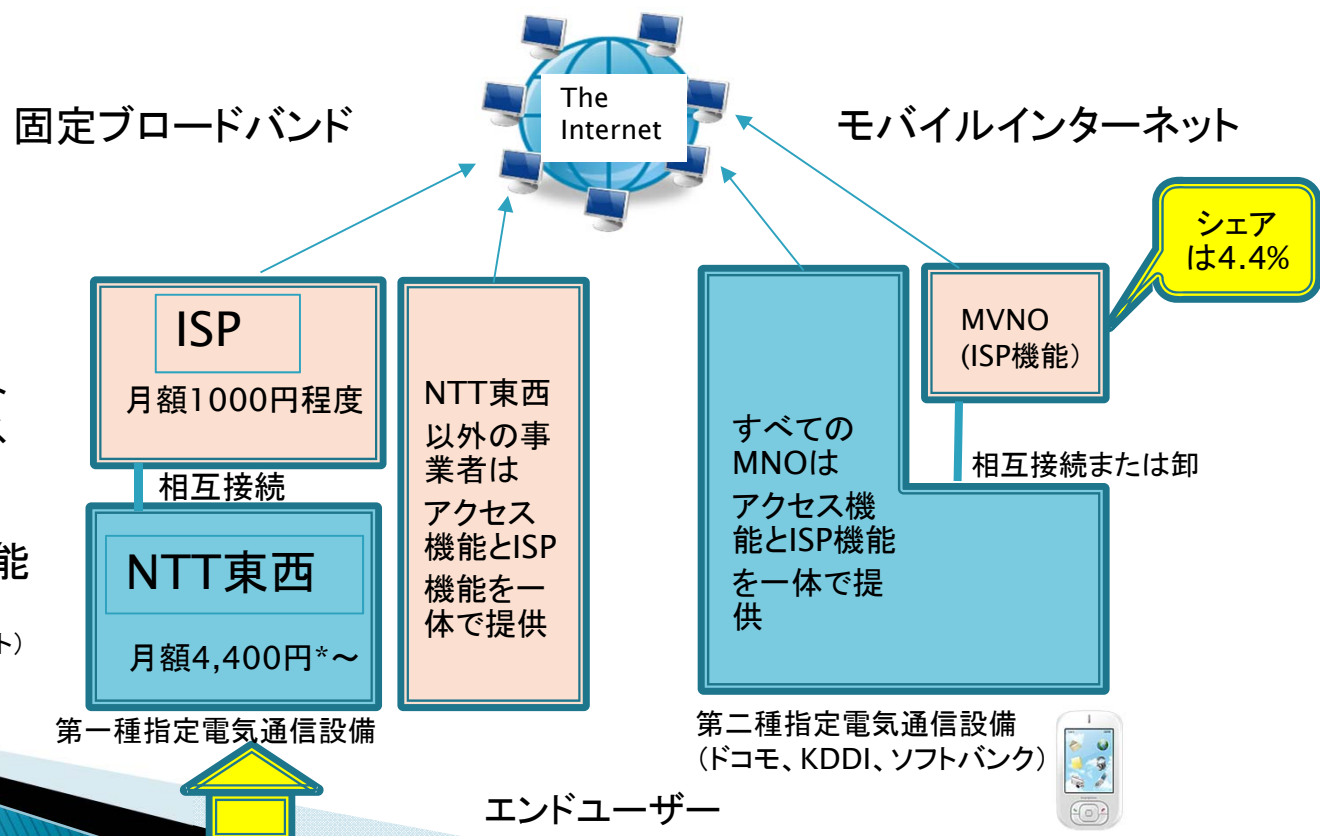
ブロードバンド提供構造の現状



ISPレイヤーでは、約800社のISPが参入し競争が活性化。世界最先端の超高速かつ安価なブロードバンド環境が実現。

NTT東西のFTTHインターネット接続は、FTTH部分とISP部分に分かれている。料金の内訳はFTTH部分が料金のお大半を占める。

固定と移動で異なる競争環境



*NTT東日本 ホームタイプでひかり電話を利用する場合の月額基本料金
2年単位契約、ポイント充当の場合

NTT東西の長距離、国際通信参入規制は継続が必要



- ▶ 現在は、NTT東西に対する長距離、国際通信参入規制が存在するため、NTT東西は自身ではISP事業を提供することができない。（ISPは長距離、国際通信に分類される）
- ▶ NTT東西自身がISP事業を提供すると、FTTHインフラにおける高いシェアを背景として、ISPレイヤーにおいて圧倒的な優位を持つ独占的存在となるので、認められない。
- ▶ 世界最高レベルのブロードバンド環境と多様なサービスの実現には、ISPレイヤーにおける競争環境が必要。

MVNOを促進する二種指定設備制度の導入



- ▶ 固定とモバイルを一体化したサービスの実現は、世界最高水準のIT社会の実現には不可欠。そのためには、すべてのMNOがMVNOにネットワークを実質的に開放することが重要。
- ▶ 電波の希少性から、多くの事業者が電波の割当を受けることはできないことから、MNOが保有する周波数や設備はボトルネック性が存在すると見るべきではないか。
- ▶ 現在大手MNO 3社が指定されている第二種指定設備制度を、新規参入の移動体通信事業者に対する開放を主眼とする制度から、MVNOに対する網の開放を目的とした制度に移行することが必要。
- ▶ MVNO自身によるSIMの発行の実現や、MNOの機能のアンバンドルによりMVNOが多様なサービスが可能となり、MVNOがMNOと競争できる環境が実現する。
- ▶ 利用者のメリットのためにも、事業者間の一層の競争が必要。

端末のSIMロック解除の推進を



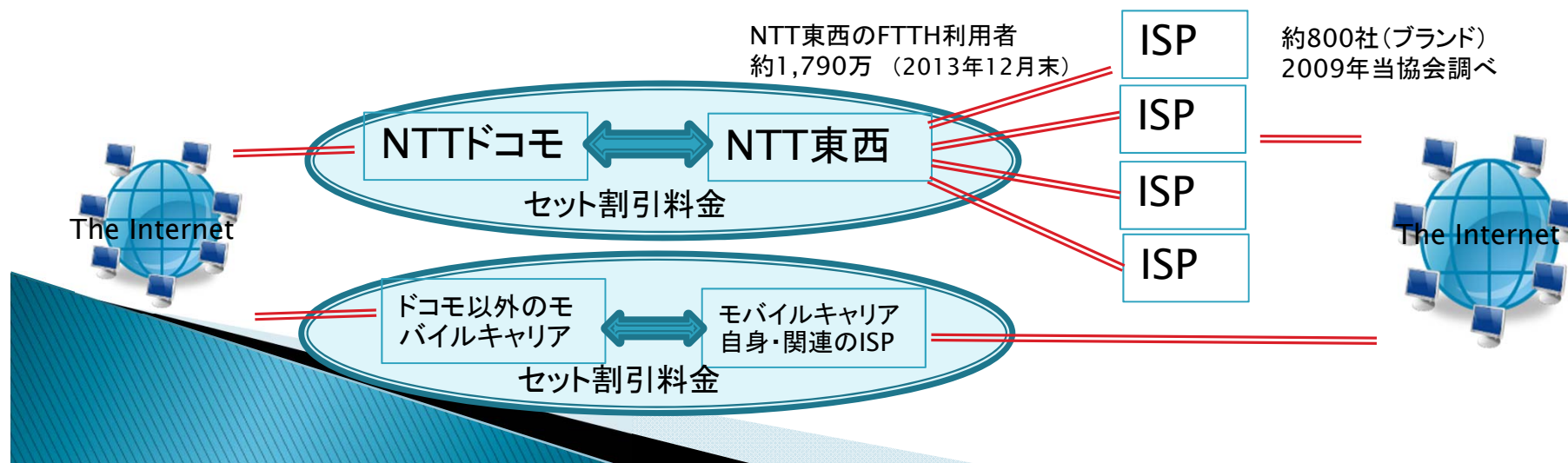
- ▶ フィーチャーフォンの時代はモバイルキャリアが端末をコントロールし供給していたが、今の端末（スマートフォン）はグローバルな存在
- ▶ 世界的にも端末を特定のキャリアのSIMにロックしない（SIMロック解除）のがトレンド。
- ▶ インターネットにおいては、利用者が自由に端末とサービスを選択できることが原則。
- ▶ 端末のSIMロックは端末を特定のネットワークに縛り付けるため、この原則に反し利用者の利便性を阻害。
- ▶ 分割払い終了後の端末は、利用者の所有物であり、通信キャリアが端末にSIMロックをかけ続けることは合理的ではないし、利用者の権利を侵害している。
- ▶ APNロック*により、MVNOのSIMではスマホのテザリングができない場合が多い。APNロックは現在のSIMロック解除ガイドライン策定当時(2010年)は想定されていなかった問題。
- ▶ SIMロック解除ガイドラインの適切な見直しと運用が必要。
- ▶ 端末の割賦販売と毎月の利用料金から端末代金相当額を差し引く制度は、利用者に分かりにくく、独立した端末市場の確立を長期的に阻害している。

APNロック: MVNOで利用している端末であってもテザリング時にキャリアのAPNに強制変更する機能。MVNOではキャリアのAPNは利用できないため、結果としてMVNOではテザリングができないこととなる。APNはAccess Point Nameの略

NTTドコモのセット割引料金について



- ▶ ドコモとフレッツのセット割引料金の導入は、現行の禁止行為規制の下でも実現可能と考える。
- ▶ ドコモ以外のモバイルキャリアでは、スマートフォンユーザーに固定ブロードバンドとのセット割引料金制度が存在する。それに対抗し、ドコモユーザーにもNTT東西のFTTHブロードバンド（フレッツ光ネクスト）とのセット料金割引が提供されるならば、ドコモユーザーにはメリットがある。
- ▶ 導入にあたっては、フレッツと接続するISPのすべてのユーザーに対し、イコールフットイング（同じ条件）で提供される必要がある。
- ▶ 従って、ドコモに対する禁止行為規制の撤廃は不要である。



2020年オリンピック・パラリンピック 東京大会に向けた取組



- ▶ 海外から日本に来日した人が、持参したSIMフリーのスマートフォンに、空港で購入したSIMをさせば、日本国内で通信可能であることが必要。
（技適マークのない端末の場合、法的な課題がある）
- ▶ 公衆Wi-Fiも海外並みに、外国人観光客にも使いやすくすることが求められる。

日本におけるIPv6の普及状況



- ▶ IPv6普及・高度化推進協議会のサイトで、2012年12月の状況から公開をしているアクセス網における普及状況

<http://v6pc.jp/jp/spread/ipv6spread2013.phtml>

	NGN IPv6普及率	NGN契約数
2012.12	0.8%	8,127,000
2013.03	1.4%	8,595,000
2013.06	2.0%	9,094,000
2013.09	2.5%	9,506,000
2013.12	2.7%	10,741,000

	KDDI au ひかり	ctcコミュファ光
2012.12	55%	24%
2013.03	61%	29%
2013.06	63%	36%
2013.09	65%	40%
2013.12	66%	44%

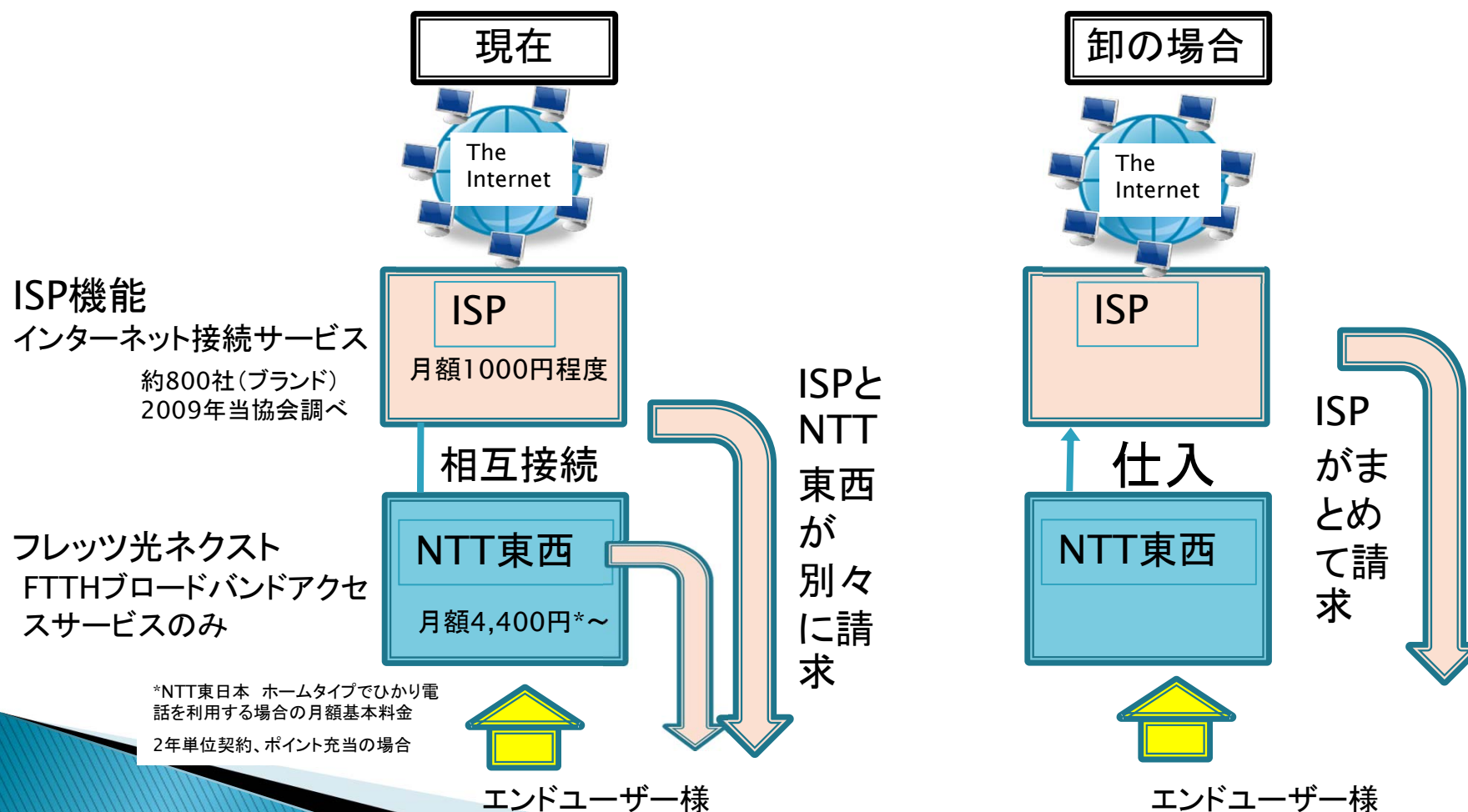
第2回JAIPAプレゼンの内容

7月1日

NTT東西光アクセスの提供構造変化



サービス卸は、以前JAIPAで要望したことであり賛成



サービス卸の利用想定と要望



▶ 利用イメージ

- ・ISPブランドの光アクセスサービスの提供
- ・光アクセス+モバイル+各サービス+機器のワンストップ提供

▶ 展開

- ・スキーム準備が整い次第、即時開始
- ・提供エリアは全国

▶ 顧客メリット

- ・価格
- ・サービス/サポート/支払等のシングルウィンドウ

▶ 柔軟な卸料金の設定

- ・(例) 透明かつ公平な、收容率連動料金、帯域幅料金など
フレッツ光の既存コースをベースとした単純卸では、新サービスの創出につなげるのは難しい。

透明性・公平性の確保



- ▶ 内外との取引におけるイコールフットディングの確保
 - ・サービス卸では、基本的に相対取引が可能
 - ～光アクセス回線は指定電気通信役務。最低保障約款も公開
 - ～最低保障約款は、約款外で有利な条件で相対取引も可能
- ▶ 最低保障約款ではなく、通常の約款のみの取引
 - ・相対取引の禁止
 - ・認可制
- ▶ 競争上問題抑制のための一定規律の設定
 - ・NTTグループ内への提供条件の透明性・公平性の確保

提供条件の同等性の確保



- ▶ NTT東西-ISP間の接続条件・レベルの維持
 - ・例. 価格、品質、機能(PPPoE/IPoE両方式の提供、接続点)
- ▶ 各種オプションサービスの提供
 - ・例. ひかり電話
 - ・サービスにより、提供形態は問わず(卸、NTT東西直販)
- ▶ 顧客対応業務の受託スキーム提供、選択肢の確保
 - ・派遣開通工事、コンサル、故障・不具合対応等の顧客対応業務のNTT地域会社受託スキームの提供
 - ・同機能の、自主実施の選択肢の確保

導入/移行の円滑さの確保



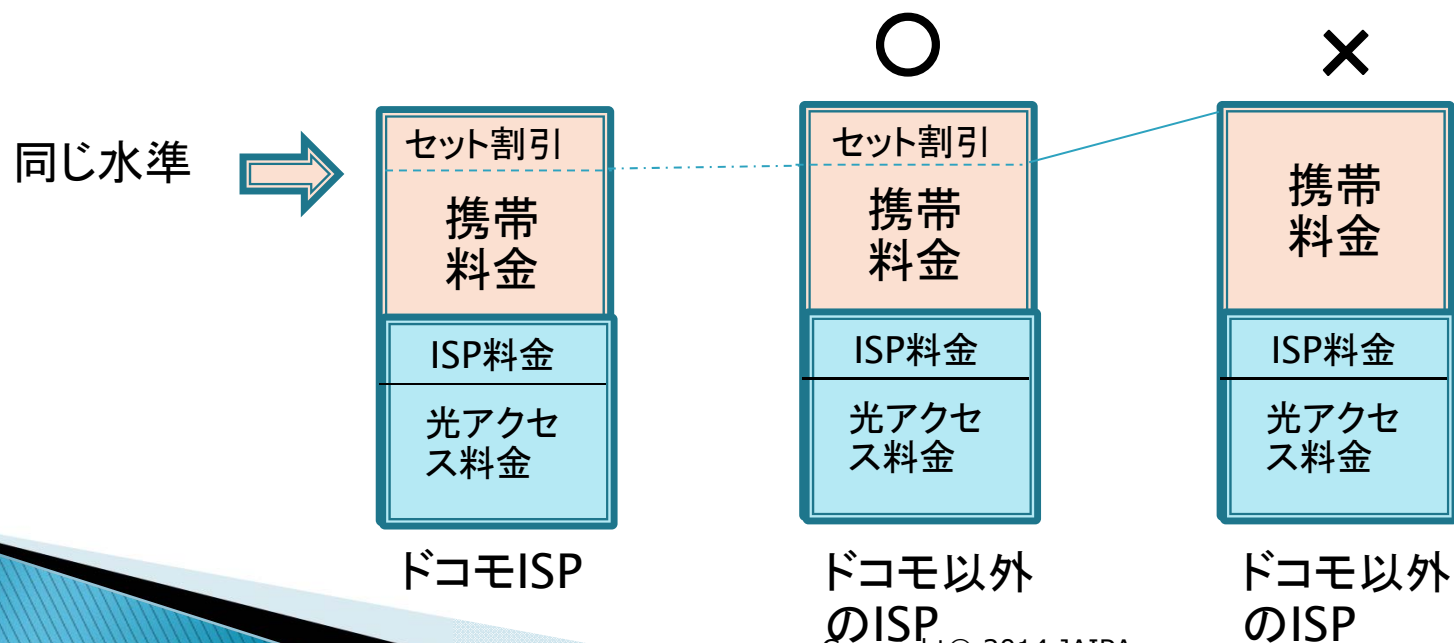
- ▶ 既存フレッツ契約者回線からの円滑な移行
 - ・回線を撤去しない移行の実現(顧客利便性・経済性追求)
 - ・同一ISP内移行でのフレッツ期間利用条件に対する違約金発生回避
- ▶ 既設(フレッツ)事業者間接続設備の流用・共用
- ▶ 他スキームとの独立、混合導入の確保
 - ・一ISPとして、フレッツ対応/サービス卸/シェアドアクセス/加入者光ファイバ等の混合導入・事業展開の確保
- ▶ 二次卸事業の容認(FVNE)
 - ・二次卸活用による、ISPでのサービス卸導入敷居の低減

事務手順/システム連携の確立

- ・例. サービス卸導入ISP間でのお客さま異動手続き

ドコモによる卸スキームの活用

- ▶ ドコモがNTT東西から光サービスを仕入れて販売するとなると、現在法律で禁止されているドコモと東西の一体営業の禁止の脱法行為となる。
- ▶ ドミナント事業者であるドコモが、ドコモのISP(mopera-U)ユーザーに対してのみ、移動通信と固定の連携サービス（セット料金割引）を行うべきではない。
- ▶ ドコモがNTT東西光アクセスサービスとの連携サービスを行うのであれば、光アクセスサービスを扱うISPの利用者すべてに提供するべき。



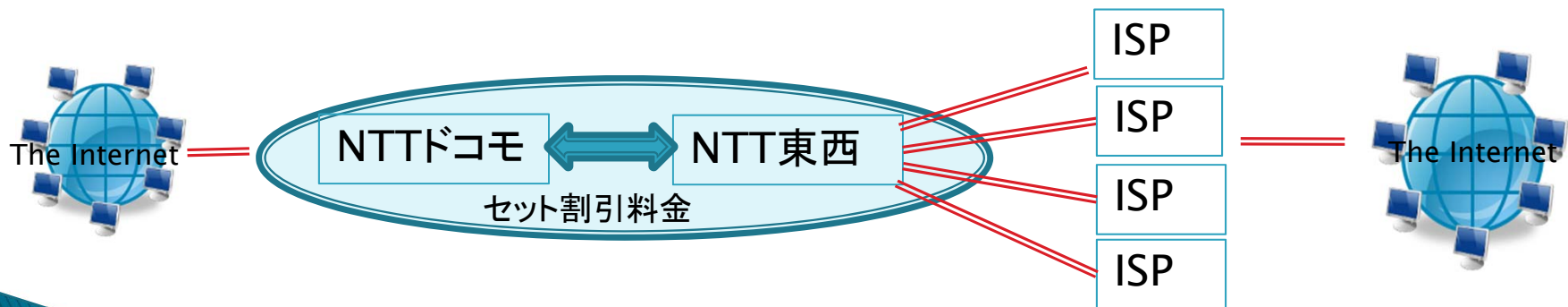
ドコモISPに代わる提案



現在、NTT東西では プロバイダパックとして10社（@nifty、ASAHIネット、BB.excite、BIGLOBE、DTI、hi-ho、OCN、plala、So-net、WAKWAK）が一括請求に対応している。

auひかりでは、au one net（旧DION）以外にも、@nifty、DTI、BIGLOBE、So-net、ASAHIネット、@TCOMの7つのプロバイダーに対応している。また、地域ISPでも柏崎インターネットサービスと群馬インターネットが「auひかり(J)」を提供している。

ドコモ自身によるISP運営に代わり、このように既存のISPを活用することを提案したい。



ISP市場におけるNTTグループのシェア拡大の懸念



ドコモISPのみにセット割が適用されると、既存ISPから顧客が流出(移行)、ISP市場におけるNTTグループのシェアが29.2%から40%以上に高まることが予想される。

(参考)推計の根拠

- ▶ 総務省の競争評価2013の利用者アンケートによると、固定+移動の連携サービスの利用意向がある人は41%*1
- ▶ KDDI グループの固定系超高速ブロードバンド市場における市場シェアを見た場合、「au スマートバリュー」の導入後、固定系は9.3%（2012 年（平成24 年）3 月）から17.4%（2013 年（平成25 年）12 月）まで上昇している。*2(ただし2013 年度から連結子会社化したJ:COM の契約数を合算した点が寄与した面はある)
- ▶ このことから、ドコモが固定ブロードバンドとの連携サービスを導入すると、ドコモユーザーの約4割（約2500万契約）が既存ISPからドコモと連携するISPに乗り換える可能性がある。
- ▶ 現在固定系ブロードバンドの契約数は3,585万（うちFTTHの契約総数は2,535万）*3であり、固定系ISP市場におけるNTTグループのシェアは約29.2%*4（1,000万超）。（ISPの総契約数のうち定額制プランの数は約3,495万）
- ▶ 携帯電話におけるドコモのシェアが43.8%*1なので、FTTH2,535万契約のうち、NTT東西のフレッツが71.2%(NTTの決算発表では平成26年3月末で1,805万)*1であることや、KDDIの超高速ブロードバンドとauスマートバリューの高い相関性*2考慮すると、フレッツのドコモユーザーは約1000万と推定される。このうちの4割約400万がドコモISPに移動するとなると、ISP市場におけるNTTグループのシェアは40%以上となる。

*1 総務省5月30日 電気通信事業分野における競争状況の評価2013(案)P41

*2同 P40(シェアの上昇),38(相関性)

*3総務省6月20日発表 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成25年度第四四半期(3月末))

*4電気通信事業分野における競争状況の評価2012 P54

以上ここまでJAIPAのプレゼン

基本政策委員会の方向性



- ▶ NTT東西による「サービス卸」に関する公正競争確保の在り方
- ▶ 光ファイバ基盤に関わる接続制度の在り方
- ▶ 安心してICTを利用できる環境の整備

FTTH回線の卸



- ▶ KDDI、電力系、CATVは反対（6/5連名で要望書）
- ▶ ソフトバンクは条件つきで賛成（7/1基本政策委員会）
- ▶ 総務省は卸を認める方向
- ▶ 指定電気通信役務なので、通常の卸役務と異なり、料保障契約約款を公開。（特定の事業者に対する不当な優先的取扱は禁止）。ドコモとの排他的セット割も禁止。
- ▶ また料金・提供条件の適正性・公平性・透明性の確保のために、総務省には報告を義務付けるよう。
- ▶ 9月30日にNTT東西は事業者向け説明会を開催。
- ▶ テレサ協は10月15日に説明会を開催。JAIPAも希望があれば開催します。

光ファイバ基盤に係る接続制度



- ▶ いわゆる「一分岐貸し」問題
- ▶ 結局継続検討に
- ▶ 情報通信審議会接続政策委員会で検討に着手
- ▶ FTTHの整備率が98.7%に達するも、利用率が51.2%にとどまっている問題

禁止行為規制の緩和

禁止行為規制について

69

- シェアが高く市場支配力を有する事業者に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為について、あらかじめ禁止する制度。
- 現在、固定通信市場（電話回線・光ファイバ等）のシェアが高いNTT東西と、携帯電話市場のシェアが高いNTTドコモが規制の対象。

NTT東西・NTTドコモが禁止される行為

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

【具体例】

他の事業者との接続の業務に関して知り得た他事業者の情報を、本来の利用目的を超えて社内他部門や他社に提供すること



特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

【具体例】

自社のサービスと自社の関係会社のサービスについてのみ、セット割引を提供すること



製造業者等への不当な規律・干渉

【具体例】

製造業者・コンテンツ配信事業者等に対し、他の事業者と取引をしないことを強要すること



今回、これのみ見直し

NTT東西の枠組みは維持



- ▶ NTT東西の機能分離、業務範囲規制は維持される。
- ▶ NTT東西の長距離国際通信（インターネット接続）参入はない。

SIMロック解除ガイドラインの改正



- ▶ 2010年6月策定
- ▶ ドコモは解除に応じているがiPhoneは対象外。KDDIはすべてSIMロック解除不可。ソフトバンクモバイルは4機種のみ解除対応。
- ▶ 少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じて迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じること。
- ▶ 実効性の確保。法律上の位置づけを明確化。
- ▶ 従わない場合は業務改善命令

既存の端末が新ガイドラインの対象となるかどうかは、まだ決まってい
ないそうです。(質問時の回答と異なるため、後日情報を追加しました)

MVNOに対するアンバンドル



- ▶ 独自SIMの発行
- ▶ MVNOによるサービス設計の自由度を持った音声サービスの提供

訪日外国人にとっても利用しやすいICT環境の実現 (「SAQ² JAPAN Project」の推進)

現状と2020年代に向けた課題

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催やグローバル化の一層の進展を踏まえ、少なくとも2020年オリンピック・パラリンピック東京大会までには、我が国の魅力向上・発信の観点から、訪日外国人にとっても利用しやすいICT基盤の実現が必要となる。

基本的方向性

ICTを訪日外国人と日本の魅力との出会いの架け橋とするため、訪日外国人のICT利用環境整備に向けたアクションプランとして、「SAQ² JAPAN Project※」を取りまとめ公表(2014年6月12日)。

※ 訪日外国人が我が国の世界最高水準のICTを「サクサク」利用できるよう、選べて(Selectable)、使いやすく(Accessible)、高品質な(Quality)、ICT利用環境を実現することを目指す。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、関係省庁・機関、団体、事業者等と幅広く連携し、「SAQ² JAPAN Project」に沿って次の取組を重点的に推進することが適当。

- ① 無料Wi-Fiの整備促進と利用円滑化
- ② 国内発行SIMへの差し替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化
- ③ 国際ローミング料金の低廉化
- ④ 「言葉の壁」をなくす「グローバルコミュニケーション計画」の推進

【無料Wi-Fiの整備促進と利用円滑化】



利用者保護については



- ▶ ICTサービス安心・安全研究会 報告書案
- ▶ 上野さんから前日に報告があったはず。

今後の見通し

